

# 官報

号外 昭和四十三年五月十日

## 第五十八回 衆議院會議録 第三十二号

昭和四十三年五月十日(金曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十三年五月十日  
午後二時開議

- 第一 昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その2)  
(承諾を求めめるの件)
- 第二 昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その1)  
(承諾を求めめるの件)
- 第三 昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その2)  
(承諾を求めめるの件)
- 第四 昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その1)  
(承諾を求めめるの件)
- 第五 昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その2)  
(承諾を求めめるの件)

○本日の會議に付した案件  
公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

- 第一 日程  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その2)  
(承諾を求めめるの件)
- 第二 日程  
昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その1)  
(承諾を求めめるの件)
- 第三 日程  
最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 日程  
診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(參議院提出)
- 第五 日程  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議  
○副議長(小平久雄君) これより會議を開きます。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)  
○副議長(小平久雄君) おはかりいたします。

參議院から、内閣提出、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。公衆電氣通信法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案  
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。  
よつて国会法第八十三條により回付する。  
昭和四十三年五月十日  
參議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 石井光次郎殿

附則  
公布の日  
昭和四十三年五月一日から施行する。  
(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び「」は修正)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、參議院の修正に同意するに決しました。

- 第一 日程  
昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その2)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その2)  
(承諾を求めめるの件)
- 第二 日程  
昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予備費使用總調書(その1)  
昭和四十一年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その1)  
(承諾を求めめるの件)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)外三件(承諾を求めめるの件)、日程第二、昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)外二件(承諾を求めめるの件)、右七件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長大石武一君。  
〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大石武一君登壇〕  
○大石武一君 たいさく議題となりました昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2)外三件、昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その1)外二件、

昭和四十三年五月十日 衆議院會議録第三十二号

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(參議院回付)  
(承諾を求めめるの件)

昭和四十一年度一般会計予備費使用總調書(その2) 外六件 一〇四九

昭和四十三年五月十日 衆議院會議録第三十二号

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)外三件(承諾を求めぬの件) 最低賃金法の一部を改正する法律案 一〇五〇

(その1) 外二件の事後承諾を求めるの件について、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2) 外三件は、昭和四十一年一月から三月までの間に、衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費及びその他に必要な経費の使用を決定したもので、その総額は千三百三十二億四千万円余でありまして、昭和四十一年十二月二十七日日本委員会に付託、また、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1) 外二件は、昭和四十一年四月から同年十二月までの間に、河川等の災害復旧事業及びその他に必要な経費の使用を決定したもので、その総額は二千八百六億九千万円余で、本年二月二十七日日本委員会に付託され、いずれも本年四月九日大蔵省当局より説明を聴取し、本月六日、九日の両日審議を行ないました。

本月九日、以上の各件について質疑を終了し、討論を行なった結果、自由民主党は、本件にいずれも承諾を与えるべきものとの発言があり、日本社会党は、本件について、一、オーストリア請求権の処理費及びインドネシア経済協力費の使用は、国会の承認手続を経ない両国間の合意によるものによらず、予備費使用の乱用である。二、インドネシア共和国に対する経済協力については、その趣旨に承認しがたいものがある。三、佐藤内閣総理大臣の諸外国訪問に対する所要経費の使用は、その趣旨に同意しかねるものがあり、反対である。四、古吉田茂国葬儀の費用は、準拠法がなく、国費支弁には反対である。との理由により、これらの部分を含む案件については不承諾、他はいずれも承諾を与えるべきものとの発言があり、次いで、民主社会党は、警告の上、本件はいずれも承諾を与えるべきものとの発言があり、最後に、公明党は、予備費の使用は緊急中むを得ないものに限るべきであるにもかかわらず、これが乱用されている場合が多い。インドネシアに対する経

済協力費の使用は慎重を欠き、また、予備費使用による災害復旧事業についても会計検査院の批難事項が多く出ている等の理由により、本件はいずれも承諾し得ないものとの発言がありました。採決の結果、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2) 外三件、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1) 外二件はいずれも承諾を与えるべきものとの議決した次第であります。詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。以上で報告を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。まず、日程第一の四件中、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。次に、日程第一のうち、ただいま議決いたしました案件を除く昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2) 外二件を一括して採決いたします。三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。次に、日程第二の三件中、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。次に、日程第二のうち、ただいま議決いたしました案件を除く昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その1) 外二件を一括して採決いたします。両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。次に、日程第三 最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第四 診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(参議院提出)  
日程第五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第三、最低賃金法の一部を改正する法律案、日程第四、診療エックス線技師法の一部を改正する法律案、日程第五、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

最低賃金法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十三年一月三十一日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

最低賃金法の一部を改正する法律

最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第九条及び第十条を次のように改める。  
第十二条の見出しを「(最低賃金の決定の申請に関する異議の申出)」に改め、同条第一項中「第十条又は」を削り、同条第二項中「第十条又は」及び「最低賃金又は」を削り、同条第三項中「最低賃金審議会」を「中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。))」に改め、同条第四項及び第五項中「第十条又は」を削る。

第十三条の見出しを「(労働協約に基づく地域的最低賃金の改正等)」に改め、同条第一項中「第九条第一項、第十条又は」を削り、「これらの最低賃金の決定」を「その決定」に改め、同条第二項を削る。  
第十四条を次のように改める。  
第十四条 削除

第十五条第一項中「第九条第一項、第十条、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の決定又は前条の勧告」を「第十一条又は第十三条の決定」に改め、同条第二項中「第九条第二項」を削る。  
第十六条第一項中「必要があると認める場合に」において、第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるときは「を」が必要であると認めるときは「に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)  
第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しな

けなければならない。

ればならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることが出来る。

3 第十二条第三項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前条第一項の規定について準用する。この場合において、第十二条第四項中「三十日」とあるのは、「十五日」と読み替へるものとする。

5 第十五条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第五項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の改正等)

第十六条の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十六条第一項の規定による最低賃金について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることが出来る。

第十七条第二項中「第十条」を削り、「前条第一項」を「第十六条第一項」に、「その他の最低賃金に關する決定」を「最低賃金の廃止の決定」に改める。

第十八条中「第九条第一項、第十条又は」及び「業者間協定又は」を削る。

第二十条第一項中「第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による」を削る。

第三十一条第六項中「最低賃金審議会は」の下に「前項の規定によるほか」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合においては、労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。

第三十六条第一項中「第九条第一項及び第二項、第十条」を削り、「第十四条、第十六条第一項及び第二項」を「第十六条第一項、第十六条の三」に改め、同条第二項中「最低賃金」を「第十六条第一項の規定による最低賃金」に改める。

第四十二条第六項中「第三十一条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際に効力を有するこの法律による改正前の最低賃金法(以下「旧法」といふ。)第九條第一項又は第十條の規定による最低賃金については、この法律の施行後二年間は、旧法の規定は、なおその効力を有する。

3 前項に規定する最低賃金は、同項に規定する期間内に第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定がされたときは、当該決定が効力を生じた日において、当該決定に係る最低賃金の適用を受ける労働者については、その効力を失う。

4 第二項に規定する期間の満了の際現に効力を有する同項に規定する最低賃金は、その期間の満了後も、この法律による改正後の最低賃金法(以下「新法」といふ。)の規定による最低賃金としての効力を存する。この場合において、その最低賃金は、新法第十六条の三及び第三十六条

第二項の規定の適用については、第十六条第一項の規定による最低賃金とみなす。

5 第二項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者は、労働省令で定めるところにより、当該最低賃金が前項の規定によりその効力を存することに異議がある旨を申し出ることが出来る。

この申出があつたときは、当該申出に係る最低賃金は、労働大臣又は都道府県労働基準局長が、第二項に規定する期間の満了前に、あらかじめ最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見に基づき、当該申出に係る最低賃金の効力を存続させる旨の決定をした場合を除いては、前項の規定にかかわらず、第二項に規定する期間の満了と同時に、その効力を失う。

6 最低賃金審議会は、前項の規定による調査審議を行なう場合においては、労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。第二項に規定する最低賃金に關し、同項に規定する期間内にした行為に対するその期間の満了後における罰則の適用については、同様とする。

理由

最近における労働経済事情に即応し、最低賃金制度をより効果的なものとするため、最低賃金の決定方式について、一定の経過措置を設けて業者間協定に基づく決定方式を廃止し、最低賃金審議会の調査審議に基づく決定方式を中心とすること

に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

昭和四十三年四月二十六日  
参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 石井光次郎殿

診療エックス線技師法の一部を改正する法律

診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

診療放射線技師及び診療エックス線技師法  
第二章 免許、診療エックス線技師  
日次中「第三章 診療エックス線技師試験  
及び登録」を「第二章 免許  
」を「第三章 試験」に改める。

第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、診療放射線技師及び診療エックス線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。

第二条中「指示のもとに、」を「指示の下に、百

万電子ボルト未満のエネルギーを有する」に改め、「(撮影を含む。以下同じ。)」を削り、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
- 四 エックス線
- 五 その他政令で定める電磁波又は粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含む、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む)を人体内にそり入して行なうものを除く。以下同じ)することを業とする者をいう。

「第二章 免許、診療エックス線技師籍及び登録」を「第二章 免許」に改める。

第三条の見出しを「(診療放射線技師免許及び診療エックス線技師免許)」に改め、同条第二項中「基づいて免許を受けた者」を「基づいて前二項の規定による免許を受けた者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

診療放射線技師にならうとする者は、診療放射線技師試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

なればならない。

第四条中「左の」を「次の」に、「免許」を「前条第一項又は第二項の規定による免許(以下「免許」という。)」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に改める。

第六条中「診療エックス線技師籍」を「診療放射線技師籍又は診療エックス線技師籍」に、「行」を「行なり」に改める。

第七条の見出しを「(診療放射線技師籍及び診療エックス線技師籍)」に改め、同条中「都道府県に診療エックス線技師籍を備え、」を「厚生省に診療放射線技師籍を、都道府県に診療エックス線技師籍を備え、それぞれに改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「免許証」を「診療放射線技師免許証又は診療エックス線技師免許証(以下「免許証」という。)」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、同条第三項中「住所地の都道府県知事」を「厚生大臣又は住所地の都道府県知事」に改める。

第九条の見出しを「(免許の取消し及び業務の停止)」に改め、同条第一項及び第二項中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「各号の」を「各号のいずれかに」に、「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、同条第四項とし、同条第二項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、同条第四項とし、同条第二項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

改め、同条第四項中「行つた者」を「行なつた者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「改し、ゆん」を「改しゆん」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、診療放射線技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第十条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「且つ」を「かつ」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「行わないで」を「行なわないで」に改める。

第十一条第一項中「住所地の都道府県知事」を「厚生大臣又は住所地の都道府県知事」に改める。

第十二条第一項中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「住所地の都道府県知事」を「厚生大臣又は住所地の都道府県知事」に改める。

第十三条第一項中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、同条第二項中「診療エックス線技師籍」を「診療放射線技師籍又は診療エックス線技師籍」に改める。

第十四条第二項中「診療エックス線技師」を「診療エックス線技師」に改める。

第十五条の見出しを「(死亡等の届出)」に改め、同条第一項中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「失、そり」を「失踪」に、「住所地の都道府県知事」を「厚生大臣又は住所地の都道府県知事」に改める。

第十六条中「この法律に規定するものの外」を「この章に規定するもののほか」に、「免許証の提出」を、「免許証の返納及び提出、診療放射線技師籍及び」に、「及び住所」を「並びに氏名、本籍、住所、死亡及び失踪」に改める。

「第三章 診療エックス線技師試験」を「第三章 試験」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

「試験の目的」

第十七条 診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験は、診療放射線技師又は診療エックス線技師として必要な知識及び技能について行なう。

第十八条 診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験は、厚生大臣が行なう。

第十九条第一項中「診療エックス線技師試験」を「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」に、「診療エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」に改め、同条第二項中「診療エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」に改める。

「診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」に改める。

に、「診療エックス線」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師の業務」に改め、同条第三項中

「前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員」を「前二項に定めるもののほか、診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」に改める。

第二十条各号列記以外の部分中「左の各号の一に該当する者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」及び「大学への入学資格」を削り、同条

第二号中「前項に掲げるもの」を「第一号に掲げる者」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を同条第二項とする。

二 前項第一号又は第三号に該当する者  
第二十条に第一項として次の一項を加える。

診療放射線技師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項(大学への入学資格)の規定

により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの

二 診療エックス線技師又は診療エックス線技師試験を受けることができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、一年以上診療放

射線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの

三 外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療放射線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認められたもの

第二十一条前段中「診療エックス線技師試験」を「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」に改め、同条後段中「診療エックス線技師試験」を「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

診療放射線技師試験エックス線技師試験委員その他診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。  
3 第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第二十二条中「診療エックス線技師試験」を「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」に改める。

第二十三条を次のように改める。  
(省令への委任)

第二十三条 この章に規定するもののほか、診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項並びに第二十条(受験資格)第一項第一号及び第二

号の学校又は診療放射線技師養成所の指定並びに同条第二項第一号の学校又は診療エックス線技師養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。  
第二十四条第一項を次のように改める。

医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ、第二号第二項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしてはならない。

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線以外の放射線に関して、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

第二十五条第一項を次のように改める。  
診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ、診療放射線技師若しくは診療エックス線技師という名称又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 診療エックス線技師は、診療放射線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十六条第一項中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「エックス線」を「放射線又は百万電子ボルト未満のエネルギー」を有するエックス線」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「行つて」を「行なつて」に、「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「照射をする」を「百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する」に改め、同項第二号中「行つて」を「行なつて」に、「立会のもとに照射をする」を「立会の下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する」に改め、同条第三項中「違反したとき」を「違反した者」に改める。

第二十七条第一項各号列記以外の部分中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師」に、「エックス線」を「放射線又は百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則第十一項を次のように改める。  
(受験資格の特例)

11 旧中等学校令昭和十八年勅令第三十六号による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところ

るによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第二十条(受験資格)第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができる者とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。ただし、診療エックス線技師法第十七条から第二十三条までの改正規定、同法附則第十一項の改正規定及び附則第二項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(試験委員の特例)

2 この法律の公布の際現にこの法律による改正前の診療エックス線技師法(以下「旧法」といふ。)第十九条第一項(試験委員)の診療エックス線技師試験委員である者は、この法律による改正後の同法(以下「新法」といふ。)第十九条第一項(試験委員)の診療放射線技師診療エックス線技師試験委員に任命された者とみなす。

(受験資格の特例)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二十条第一項(診療放射線技師試験の受験資格)の規定にかかわらず、診療放射線技師試験を受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項(大学への入学資格)の規定

により大学に入學することができる者(新法附則第十一項(受験資格の特例)に規定する者を含む。)で、文部大臣若しくは厚生大臣が指定した学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこなっているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に診療放射線技師として必要な知識及び技能を修習中であり、三年以上にわたるその修習をこの法律の公布後におこなったもの

二 診療エックス線技師又は診療エックス線技師試験を受けることができる者で、文部大臣若しくは厚生大臣が指定した学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に一年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習をおこなっているもの又はこれらの学校若しくは養成所においてこの法律の公布の際現に診療放射線技師として必要な知識及び技能を修習中であり、一年以上にわたるその修習をこの法律の公布後におこなったもの

4 旧法附則第九項(免許の特例)に規定する者は、新法第二十条第一項第二号又は前項第二号の規定の適用については、診療エックス線技師試験を受けることができる者とみなす。

5 診療エックス線技師免許を受けた後二年以上医師又は歯科医師の指示の下にエックス線を人体に対して照射することを業としていた者が厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したときは、昭和五十年十二月三十一日までは、新法第二十条第一項の規定にかかわらず、診療放射線技師試験を受けることができる。

6 国は、前項の規定による診療放射線技師試験を受けることができる期間内に診療放射線技師の養成に特に努めなければならない。

7 この法律の施行の際現に百万電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線に關して、新法第二条第二項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしている診療エックス線技師は、この法律の施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事している施設の名称及び所在地並びにその業務を行なうに際して用いている照射装置の種類を、その住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

8 前項に規定する者は同項の届出をするまでの間、同項の届出をした者はその届出をした後昭和五十年十二月三十一日までの間、新法第二十条第二項(診療エックス線技師に係る禁止行為)の規定にかかわらず、百万電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線に關して、新法第二条第二項に規定する業をすることができ

9 前項に規定する者がする同項の業については、新法第二十六条(業務上の制限)及び第二十七条(照射線)の規定を準用する。

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 登録免許税法の一部改正  
(登録免許税法の一部改正)  
の一部分を次のように改正する。  
別表第一の第二十三号の内のイの(3)中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は診療放射線技師」に改める。

12 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第五条第三十七号の二中「診療エックス線技師及び」を削り、同条を同条第三十七号の三とし、同条第三十七号の次に次の一号を加える。  
三十七の二 診療放射線技師又は診療エックス線技師の養成所を指定し、診療放射線技師又は診療エックス線技師の試験を行ない、並びに診療放射線技師の免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第五十三条第三十九号の二中「診療エックス線技師」を削る。  
第十条第三号中「診療エックス線技師」を「診療放射線技師、診療エックス線技師」に改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
昭和四十三年二月二十二日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律  
 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「二十二日」を「二十三日」に改める。  
 第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金額
特別項症	第一項症の年金額に二〇三、〇〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症		四〇六、〇〇〇円
第二項症		三二九、〇〇〇円
第三項症		二六四、〇〇〇円
第四項症		一九九、〇〇〇円
第五項症		一五四、〇〇〇円
第六項症		一一八、〇〇〇円
第一款症		一〇七、〇〇〇円
第二款症		九七、〇〇〇円
第三款症		七四、〇〇〇円

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ一〇二、〇〇〇円及び七七、〇〇〇円とする。

第八条第三項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金額
特別項症	第一項症の年金額に一四二、一〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症		二八四、二〇〇円
第二項症		二三〇、三〇〇円
第三項症		一八四、八〇〇円
第四項症		一三九、三〇〇円
第五項症		一〇七、八〇〇円
第六項症		八二、六〇〇円

昭和四十三年五月十日 衆議院会議録第三十二号 最低賃金法の一部を改正する法律案外二案

第一款症	七四、九〇〇円
第二款症	六七、九〇〇円
第三款症	五一、八〇〇円

七十歳以上の者に係る第一款症及び第三款症の年金額は、それぞれ七一、四〇〇円及び五三、九〇〇円とする。

第八条第五項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	四二一、〇〇〇円
第二款症	三四一、〇〇〇円
第三款症	二九二、〇〇〇円

第八条第六項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	二八七、七〇〇円
第二款症	二三八、七〇〇円
第三款症	二〇四、四〇〇円

第二十六条第一項第一号中「十万二千円」を「十一万一千円」に、「十一万一千円」を「十一万二千円」に、「十一万二千円」を「十一万九千円」に、「十一万九千円」を「十二万五千五百円」に改め、同条第二項第一号中「七万一千四百円」を「七万七千七百円」に、「七万七千七百円」を「七万七千七百円」に改め、七十歳以上の者については八万三千三百円を「八万三千三百円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「八千五百円」を「九千二百五十円」に改め、同条第二項中「八千五百円」を「九千二百五十円」に、「九千二百五十円」を「七千七百円」と改め、七十歳以上の者であるときは「九千九百二十円」を「九千九百二十円」と改め、七十歳以上の者であるときは「一万四百六十円」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第三条 戦傷病者特別援護法(昭和二十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「二十二日」を「二十三日」に改める。

第十八条第二項中「三千四百円」を「三千六百円」に改める。

附則

(施行期日)



昭和四十三年五月十日 衆議院會議録第三十二号 最低賃金法の一部を改正する法律案外二案

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項第三号の改正規定及び第三条中戦傷病者特別援護法第二条第二項第八号の改正規定は、公布の日から、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

2 昭和四十三年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金、留守家族手当及び療養手当の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 たいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における労働経済事情に即応して、より効果的な最低賃金制度を確立しようとするもので、そのおもなる内容は、

第一に、従来の業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金の二つの最低賃金決定方式を廃止すること

第二に、最低賃金の決定は最低賃金審議会の決定方式を中心とすることに改めるもので、労働大臣または都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業または地域について賃金の低廉な労働者の労働

る規律しようとするものであります。その要旨は、

第一に、診療エックス線技師のほかに、新たに高等学校卒業後三年の修習課程を要件とする診療放射線技師の制度を設けること

第二に、診療放射線技師は、医療用放射線のすべてに関する医療協力者とし、従来の診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線の医療協力者とする

第三に、養成目標の重点を、今後は高度の資質を有する放射線技師に置くとともに、政府は、おそくとも七年以内に養成目標を達成するようつとめなければならないこと。

第四に、診療エックス線技師が診療放射線技師になるための教育及び試験について、特別の配慮を行なうこと

等であり、

本案は、四月二十六日本委員会に付託となり、昨九日、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一は、別途本国会に提案されました恩給法等の一部改正による傷病恩給及び公務扶助料の増額に関連して、障害年金及び遺族年金等の額をそれぞれ増額すること

第二は、遺族年金の額の引き上げに準じて、留守家族手当の額を引き上げること

第三は、長期入院患者に支給する療養手当の額を月額三千四百円から三千六百円に引き上げること

等であり、

本案は、去る二月二十二日本委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日等についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

最低賃金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十六条の次に二条を加える改正に関する部分中「次の二条」を「次の三条」に改め、第十六条の三の改正規定の次に次の一条を加える。

(最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出)

第十六条の四 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている同条同項の規定による最低賃金の改正若しくは廃止の決定をしよう申し出ることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があるとき、これを尊重して、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

8 政府は、最低賃金制度の基本的なあり方について、中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、これを尊重して、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。



附則第一項の見出しを「(施行期日等)」に改め、同項ただし書中「第三条中戦傷病者特別援護法第二条第二項第八号の改正規定は、公布の日から、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日を、第三条の規定は、公布の日」に改める。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、昭和四十三年四月一日から適用する。

附則に次の一項を加える。

4 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十三年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

日程第四の委員長の報告は可決、第五の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり決しました。

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、許可、認可等の整理に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

許可、認可等の整理に関する法律案

右 国会に提出する。  
昭和四十三年三月二十三日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

許可、認可等の整理に関する法律

(北海道旧土人保護法の一部改正)  
第一条 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第七條ノ二を削り、第七條ノ三を第七條とする。

第八条中「前三條を」前條に改める。

(旅館業法の一部改正)  
第二条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「都道府県」を「当該学校を設置する地方公共団体」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

する。

第八条の二第二項を削る。

(教育職員免許法の一部改正)  
第三条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国立又は公立の学校の教員にあつては」及び「私立学校の教員にあつては」を削る。

第十四条中「又は都道府県知事」を削る。

第二十条中「国立又は公立の学校の教員にあつては」及び「私立学校の教員にあつては」を削る。

附則第八項中「都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して」及び「又は都道府県規則」を削る。

(教育職員免許法施行法の一部改正)  
第四条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は都道府県規則」を削る。

(私立学校法の一部改正)  
第五条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(更生緊急保護法の一部改正)  
第六条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「毎年、十二月一日までに」を「次年度の事業計画を」に削り、「六十日以内」を「六十日以内」に改め、「それぞれ」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

(地方更生保護委員会への委任)  
第十五条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任すること

ができる。ただし、第五条第一項及び第九条第一項から第三項までに規定する権限については、この限りでない。

(国土調査法の一部改正)

第七條 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項を次のように改める。

国土総合開発審議会は、他の法律に定めるもののほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、国土調査に関する重要事項について調査審議する。

第十五條中「国土総合開発法」の下に「(昭和二十五年法律第百二十五号)」を加え、「左に掲げる事項」を当該国土調査に関する重要事項に改め、各号を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の旅館業法第三条第三項の規定により都道府県知事が市町村の設置する高等専門学校以外の学校について都道府県の教育委員会に意見を求めた場合における当該事務の処理については、なお従前の例による。

3 第三条及び第四条の規定の施行前にこれらの規定による改正前の教育職員免許法若しくは教育職員免許法施行法又はこれらに基づく命令の規定により都道府県知事がした免許状の授与その他の処分又は通知その他の手続は、第三条及び第四条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会がした処分又は手続とみなす。

4 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の教育職員免許法又はこれらに基づく命令の規定により都道府県知事に対してされてい

昭和四十二年五月十日 衆議院會議録第三十二号 許可、認可等の整理に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

る申請その他の手続は、同条の規定による改正後の同法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会に対してされた手続とみなす。

理由

臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。内閣委員理事松澤雄蔵君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔松澤雄蔵君登壇〕

○松澤雄蔵君 たいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を促進するため、合計八件、関係法律にして七件の許可、認可等の整理を行なおうとするものであります。

本案は、三月二十三日本委員会に付託、四月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月十日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時二十四分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 厚生大臣 園田直君
- 郵政大臣 小林武治君
- 労働大臣 小川平二君
- 國務大臣 木村武雄君

○朗読を省略した議長報告

(常任委員辞任) 一、昨九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 内閣委員   | 佐藤 文生君 | 中山 マサ君 |
| 地方行政委員 | 西村 榮一君 | 山田 太郎君 |
| 法務委員   | 岡澤 完治君 | 田中 武夫君 |
| 外務委員   | 石川 次夫君 | 三木 喜夫君 |
| 大蔵委員   | 西岡 武夫君 | 山下 元利君 |

- 岡澤 完治君
- 床次 徳二君
- 床次 徳二君
- 加藤 清二君
- 毛利 松平君
- 山中 吾郎君

- 社会労働委員
- 中山 マサ君
- 和田 耕作君
- 佐藤 文生君
- 農林水産委員
- 赤路 友蔵君

- 商工委員
- 坂本三十次君
- 山崎 始男君
- 篠田 弘作君
- 運輸委員
- 菅波 茂君
- 菅野和太郎君

- 予算委員
- 麻生 良方君
- 和田 耕作君
- 石田 博英君
- 篠田 弘作君
- 坂本三十次君
- 橋口 隆君

- 決算委員
- 石田 博英君
- 篠田 弘作君
- 坂本三十次君
- 橋口 隆君
- 議院運営委員
- 中山 マサ君

- 補欠を指名した。
- 内閣委員
- 中山 マサ君
- 地方行政委員
- 岡澤 完治君
- 西村 榮一君

- 小川新一郎君
- 西村 榮一君
- 高田 富之君
- 赤路 友蔵君
- 菅波 茂君
- 菅野和太郎君
- 柳田 秀一君

- 佐藤 文生君
- 三木 喜夫君
- 小川新一郎君
- 石炭対策特別委員

- 外務委員
- 高田 富之君
- 山内 広君
- 福永 一臣君
- 西村 榮一君
- 山下 元利君

- 大蔵委員
- 福永 一臣君
- 西村 榮一君
- 山下 元利君
- 毛利 松平君
- 山中 吾郎君
- 床次 徳二君
- 加藤 清二君

- 文教委員
- 毛利 松平君
- 山中 吾郎君
- 伏木 和雄君
- 受田 新吉君
- 柳田 秀一君
- 柳田 隆君

- 社会労働委員
- 佐藤 文生君
- 受田 新吉君
- 中山 マサ君
- 農林水産委員
- 柳田 秀一君
- 石田 博英君

- 商工委員
- 石田 博英君
- 佐野 進君
- 橋口 隆君
- 菅野和太郎君
- 菅波 茂君
- 菅野和太郎君

- 予算委員
- 和田 耕作君
- 麻生 良方君
- 坂本三十次君
- 橋口 隆君
- 石田 博英君
- 篠田 弘作君

- 決算委員
- 坂本三十次君
- 橋口 隆君
- 石田 博英君
- 篠田 弘作君
- 議院運営委員
- 中山 マサ君

- 補欠を指名した。
- 内閣委員
- 中山 マサ君
- 地方行政委員
- 岡澤 完治君
- 西村 榮一君
- 菅波 茂君
- 赤路 友蔵君
- 菅野和太郎君
- 柳田 秀一君
- 山口 鶴男君

池田正之輔君 石野 久男君  
田畑 金光君 井手 以誠君  
稻富 稜人君

産業公害対策特別委員 古川 喜一君  
加藤 万吉君  
物価問題等に関する特別委員 戸叶 里子君  
戸叶 里子君 広瀬 秀吉君

(特別委員補欠選任)  
一、昨九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。  
石炭対策特別委員 始岡 伊平君 井手 以誠君  
稲富 稜人君 石野 久男君  
田畑 金光君  
産業公害対策特別委員 古川 喜一君 加藤 万吉君  
古川 喜一君 戸叶 里子君  
物価問題等に関する特別委員 戸叶 里子君  
沖繩及び北方問題等に関する特別委員 依田 圭五君

(条約送付)  
一、昨九日、参議院に送付した条約は次の通りである。  
原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件  
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

(議案送付)  
一、昨九日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案  
一、昨九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

案  
行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案  
水資源開発公団法の一部を改正する法律案  
(回付議案受領)  
一、今日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
(議案撤回通知書受領)  
一、昨九日、参議院から、四月二十七日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。  
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案  
(藤原道子君外二名提出)

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
昭和三十九年度一般会計予備費の予算額は、四百八十億円であるが、このうち、三百十九億五千円は、昭和三十九年四月十九日から同年十二月二十三日までの間に使用され、すでに第五十五回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十九年一月六日から同年三月二十八日までの間に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、生活保護費の不足を補うために必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、義務教育費国庫負担金の不足を補うために必要な経費等に百六十億四千万円余を使用したものである。

昭和三十九年度各特別会計の予備費の予算総額は、三千九十七億二千円余であるが、このうち、六百九十七億八千万円は、昭和三十九年五月十七日から同年十二月二十三日までの間に使用され、すでに第五十五回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十九年一月三十日から同年三月三十一日までの間に、厚生保険特別会計年金勘定における厚生年金保険給付費の不足を補うために必要な経費、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計へ繰入れ及び支払利子に必要な経費、輸出保険特別会計における保険金の支払に必要な経費等に二百六億九千万円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。  
昭和三十九年度各特別会計の予備費の予算総額は、三千九十七億二千円余であるが、このうち、六百九十七億八千万円は、昭和三十九年五月十七日から同年十二月二十三日までの間に使用され、すでに第五十五回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十九年一月三十日から同年三月三十一日までの間に、厚生保険特別会計年金勘定における厚生年金保険給付費の不足を補うために必要な経費、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計へ繰入れ及び支払利子に必要な経費、輸出保険特別会計における保険金の支払に必要な経費等に二百六億九千万円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書  
本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査(その2)の規定に基づき、昭和三十九年一月十三日から同年三月三十一日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れ増加に伴い必要な経費、調整勘定における食糧買入費等財源の他勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施に必要な経費等に九百三十二億二千円余を使用したものである。

昭和四十三年五月十日 衆議院会議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和四十三年五月十日 衆議院會議録第三十二号 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十三年五月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

昭和四十二年度一般会計予備費使用総調査 (その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨 本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和四十二年度一般会計予備費の予算額は五百三十億円であるが、このうち、昭和四十二年四月二十八日から同年十二月二十二日までの間に、河川等災害復旧事業等に必要経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、インドネシア共和国経済協力に必要な経費に二百八十八億四千円余を使用したものである。

二 本件の議決理由 本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月九日 衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

昭和四十二年度特別会計予備費使用総調査 (その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨 本件は、財政法第三十六条の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和四十二年度各特別会計の予備費予算総額

は三千五百十億九千万円余であるが、このうち、昭和四十二年七月十四日から同年十二月二十二日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入に必要経費、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業等の調整に必要な経費、治水特別会計治水勘定における河川事業等の調整に必要な経費等に八百七億八千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由 本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月九日 衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

昭和四十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調査(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨 本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和四十二年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十二年十一月十七日に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入増加に伴う国内米買入費の増額に、千七百十億七千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由 本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月九日 衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一

最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的 本案は、最近における労働経済事情に即応し、最低賃金制度をより効果的なものとするため、最低賃金の決定方式を最低賃金審議会の調査審議に基づく決定方式を中心とすることに改めるもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金の二つの最低賃金決定方式を廃止すること。

(二) 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金については、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、従来、その方式により最低賃金を決定することが困難又は不相当と認めるときに限り調査審議を求め、ことができることとされているが、その要件を除き、必要があるとき調査審議を求め、ことができることとする。

(三) 最低賃金審議会は、最低賃金について調査審議を行なう場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見をきくこと。

(四) 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金については、関係労働者及び関係使用者は、労働大臣又は都道府県労働基準局長の決定に先立ち、異議の申出をすることができること。

(五) 附則において次の経過措置を規定するものとする。

1 本法施行の際、現に効力を有する業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金は、法施行後二年間は、なお、その効力を有すること。  
2 1の最低賃金については、1の期間中は、従前の例により改正又は廃止することができること。  
3 法施行後、最低賃金審議会に基づく最低賃金が新たに設定又は改正されたときは、

その最低賃金の適用を受ける労働者については、1の最低賃金は効力を失ふこと。  
(六) この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行すること。

二 議案の修正議決理由 わが国の労働経済事情よりみて、より効果的な最低賃金制度を確立して労働者の生活の安定と労働力の質的向上を図ることは、時宜に適合するものと認め、なお、関係労働者又は関係使用者による最低賃金の決定又は改廃の申出ができること等を必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月九日 社会労働委員長 八田 貞義 衆議院議長 石井光次郎殿

(別紙) (小字及び一は修正) 第十六条第一項中「必要があると認める場合において、第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不相当と認めるときは、必要がある」と認めるときは「に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出) 第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならぬ。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

1 本法施行の際、現に効力を有する業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金は、法施行後二年間は、なお、その効力を有すること。

2 1の最低賃金については、1の期間中は、従前の例により改正又は廃止することができること。

3 第十二条第三項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前条第一項の規定について準用する。この場合において、第十二条第四項中「三十日」とあるのは、「十五日」と読み替へるものとする。

5 第十五条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第五項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の改正等)

第十六条の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十六条第一項の規定による最低賃金について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることが出来る。

(最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出)  
第十六条の四 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている同条同項の規定による最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることが出来る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

附則

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則

の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。第二項に規定する最低賃金に關し、同項に規定する期間内にした行為に対するその期間の満了後における罰則の適用についても、同様とする。

8 政府は、最低賃金制度の基本的なあり方について、中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、これを尊重して、すみやかに、必要を措置を講ずるものとする。

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、医療における放射線の利用の増大に伴い、それを取り扱う診療放射線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律し、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与しようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 診療エックス線技師(高等学校卒業後二年の修習課程の終了と厚生大臣の行なう試験の合格)のほかに、あらたに三年の修習課程を要件とする診療放射線技師の制度を設けること。

2 診療放射線技師とは、医療用放射線(アルファ線、ベータ線、ガンマ線、百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線、エックス線その他政令で定める放射線)を人体に照

射することを業とする者とする。

3 診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を人体に照射することを業務とすること。ただし、現に百万電子ボルト以上のエネルギーを有するエックス線の照射業務に従事している者については、その旨を届け出ることによつて、昭和五十年十二月三十一日までは現行どおりの業務を行なうことができる。

4 今後の養成は、診療放射線技師に重点をおくこと。

5 診療エックス線技師から診療放射線技師に引き上げていく措置として、  
(1) 学校、養成所に診療エックス線技師がさらに一年間の修習ができる課程を設けること。

(2) 二年以上の実務経歴と厚生大臣の指定する講習課程を修了した者には、昭和五十年十二月三十一日まで診療放射線技師試験の受験資格を与えること。

6 題名を診療放射線技師及び診療エックス線技師法とすること。

二 議案の可決理由

医療における放射線利用の増大に伴い、それを取り扱う診療放射線技師の資格等を定めること

とは、時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平年度約百四十万円を要する見込みである。右報告する。

昭和四十三年五月九日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、未帰還者留守家族等援護法等により各般の援護措置が講ぜられているが、今般さらに援護措置の改善をはかりとするものである。その要旨は次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に關する事項

本案は、別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案と関連して、次のとおり改めること。

1 軍人及び軍属であつた者に支給する現行障害年金の最高額(特別項症)五十八万五千元ないし最低額(第三款症)六万九千元を最高額六十万九千元ないし最低額七万四千元(七十歳以上の者に係る最低額七万七千元)に、現行障害一時金の最高額三十八万四千元ないし最低額二十七万二千元を最高額四十一万二千元ないし最低額二十九万二千元にそれぞれ増額すること。

また、準軍属であつた者に支給する現行障害年金の最高額(特別項症)四十万六千三百五十円ないし最低額(第三款症)四万八千三百円を最高額四十二万六千三百円ないし最低額五万一千八百円(七十歳以上の者に係る最低額五万三千九百円)に、現行障害一時金の最高額二十六万八千八百円ないし最低額十九万四百円を最高額二十八万七千七百円ないし最低額二十万四千四百円にそれぞれ増額すること。

2 先順位者に係る遺族年金の額及び遺族給与金の年額をそれぞれ当該先順位者の年齢別に次のとおり引き上げること。

(1) 配偶者及び子を除いた六十五歳未満の者については遺族年金の額現行十萬二千円を十一萬一千円、遺族給与金の年額現

行七萬一千四百円を七萬七千七百円とする。

(2) 六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については、遺族年金の額現行十一萬一千円を十一萬九千円、遺族給与金の年額現行七萬七千七百円を八萬三千三百円とする。

(3) 七十歳以上の者については、遺族年金の額現行十一萬九千円を十二萬五千五百円、遺族給与金の年額現行八萬三千三百円を八萬七千八百五十円とする。

(四) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

遺族年金の額の引上げに準じて、留守家族手当の月額を配偶者及び子を除いた六十五歳未満の者について現行八千五百円を九千二百五十円にする等年齢別に引き上げること。

(五) 戦傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

長期入院患者に支給する療養手当の月額現行三千四百円を三千六百円に引き上げること。

二 議案の修正議決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善をはかるため、障害年金、遺族年金等の額を増額することは、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(厚生省所管)に四億二千三百四十四千円が計上されている。右報告する。

昭和四十三年五月九日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)〇等

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項第三号の改正規定及び第三

条中戦傷病者特別援護法第二条第二項第八号の改正規定は、公布の日から、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、昭和四十三年四月一日から適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

12 昭和四十三年九月三十日まで支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(療養手当の内払)

4 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十三年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

[別紙]

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき、格段の努力を払うべきである。

記

- 一 今日の経済の事情にかんがみ援護の最低基準を引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。
- 二 未帰還者の調査については、さらに真剣にとり組むとともに、その実態の把握に万遺憾なきを期すること。
- 三 遺骨の収集が遅れている現況にかんがみ、さらに積極的に推進すること。
- 四 戦時中における満鉄職員に対する援護法上の取扱については、その適用について弾力ある措置を行なうこと。
- 五 動員学徒等軍属の処遇につき、その改善に努めること。

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を促進するため、各行政機関を通じて合計八(関係法律七)の許可、認可等の整理を行なおうとするものである。

1 許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものについてはこれを廃止すること。(これにより廃止されるもの三)

2 規制の方法又は手続の簡素化を図る必要があるものについては規制を緩和すること。(これにより規制を緩和されるもの三)

3 下部機関において迅速かつ能率的処理を要するものについては処分権限を下部機関に委譲すること。(これにより権限を委譲されるもの一)

4 統一的に処理を要するものについては許認可等を統合すること。(これにより統合されるもの一)

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和四十三年五月十日

内閣委員長代理 理事 松澤 雄藏  
衆議院議長 石井光次郎殿



昭和四十三年五月十日 衆議院會議録第三十二号

一〇六四

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定價 一部 二十五円  
 七良賞紙 三十円  
 (郵送料 共)

發行所  
 東京都港区赤坂奥町二番地  
 大藏省印刷局  
 電話 東京 五八二四四二(交換)